

令和9年9月からの

「地域クラブ活動」に向けて（教職員用）

R8.6.10

高松市教育委員会

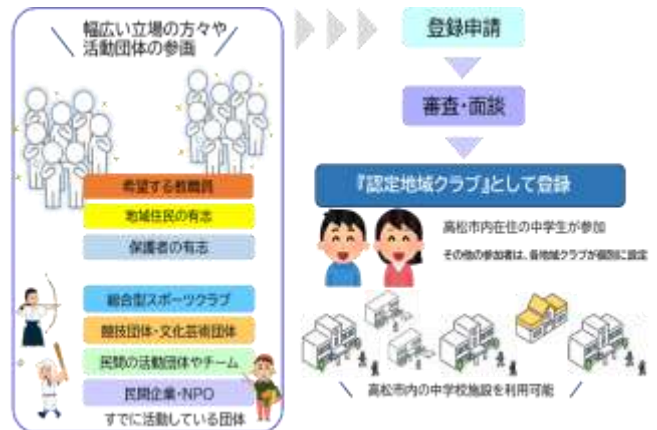
高松市が進める地域クラブとは・・・

つながる、ひろがる、かなえる
～みんなで育む新しい地域クラブ活動～

●地域クラブ活動の主体について

・市に登録した既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民や地域の団体、民間事業者などにより新たに個人・グループが主体となってつくる団体などが担う活動を地域クラブ活動とします。

具体的には、部活動のOB・OG、保護者や地域住民の有志、指導を希望する教職員、すでにある活動団体など、地域の多様な人材です。



●地域クラブ活動の特徴

- ①市が提示する要件を満たす団体を募集し、地域クラブ活動として認定します。
- ②子どもたちは校区を越えて、地域クラブを自由に選択し、参加することができます。
- ③地域クラブは、多様な人材の活躍により、様々なスポーツや文化芸術活動の機会を提供します。
- ④地域クラブは会費制とし、指導者報酬や保険料等を含む運営に必要な費用は、原則として受益者（参加者）負担とします。なお、その負担額は地域クラブごとに設定するものとします。

FAQ よくある質問



Q1 地域クラブは、市が設置するのですか？

A1 高松市では、地域クラブを市が直接設置するのではなく、民間や地域団体等が主体となって運営します。市はそのクラブを認定し、活動内容や安全面を確認するとともに、活動場所の調整や指導・助言などの支援を行います。

Q2 教職員が地域クラブを立ち上げて活動することは可能ですか？

A2 教職員が地域クラブを立ち上げ、指導等に関わることは可能です（兼職兼業の許可が必要）。その場合は学校の部活動とは異なり、勤務としてではなく、個人または団体として地域クラブの運営に参画することになります。

活動に関する責任は学校ではなく、クラブの運営主体（教職員が関わる場合を含む）にあるため指導中の事故やけが、トラブル等に備え、スポーツ安全保険等への加入や、事故対応体制等の整備が必要です。また、ハラスメント防止や安全管理、会費の取扱いなどについても、適切な運営体制を整えることが求められます。

Q3 地域クラブの指導者になるにはどうしたらよいですか？

A3 指導者として関わるには、地域クラブや運営団体に所属・参画する、または自ら立ち上げて活動することが基本となります。また、市や関係団体から地域クラブを紹介されることもあり、それを通じて関わることも可能です。指導者は、市が指定する指導者研修を受講するなど、必要な条件があります。

Q4 部活動と地域クラブでは、補償制度（保険や事故の責任など）における違いは何ですか？

A4 部活動は、学校教育活動の一環であるため、学校および設置者（市）が責任主体となり、日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）などの公的補償が適用されます。

一方、地域クラブは学校外の活動であるため、責任主体はクラブの運営団体や指導者となり、事故やけがへの対応はスポーツ安全保険などの民間保険への加入を前提に行われます。

そのため、地域クラブにおいては、事前の保険加入に加え、安全管理体制の整備や事故時の対応など、ルールの明確化が特に重要となります。

Q5 地域クラブの活動場所は、どうなるのですか？

A5 地域クラブの活動場所として中学校施設の使用を希望する場合は、利用を希望する施設・設備及び曜日・時間帯等を申請し、市において利用調整を行います。なお、夏休み等、長期休業期間の使用については、別途協議の上で決定します。また、中学校施設以外の活動場所については、地域クラブにおいて確保することとなります。

Q6 地域クラブの活動時間は、どのようになるのですか？

A6 地域クラブが中学校施設を使用する場合、活動時間は、平日は21時まで、学校の休業日は8時から18時までの範囲内とし、各校の施設使用状況等を踏まえ、適切に設定します。ただし、夏休みなどの長期休業期間等については、この限りではありません。なお、学校閉庁日（8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日）は、原則として休養期間とします。

また、休養日は週2日以上とし、週当たりの活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度、合計で最大11時間程度を目安とします。合理的かつ効果的・効率的な活動となるよう努めることとします（大会・コンクール等の当日はその限りではありません）。

Q7 地域クラブの参加者は、どのようになるのですか？

A7 地域クラブの参加者は、原則として高松市内在住の中学生とします。ただし、それ以外の参加者については、各地域クラブが個別に設定することができます。

また、地域クラブは、生徒が継続的に参加できること、いつでも参加できる環境を整えること、合理的な理由なく参加を拒否しないことを要件とします。定員を設ける場合においても、近隣の生徒が参加できないことが生じないよう配慮することが求められます。

Q8 地区総体などの大会運営は、どうなるのですか？

A8 現在、地区中体連と連携しながら、大会運営の在り方について協議を進めているところです。

今後については、地域クラブに関わらない教員が従来のように大会運営に従事することは原則として想定しておらず、運営体制の見直しを行う方向で検討しています。

一方で、競技役員としての派遣依頼があった場合には、謝金を伴う形で大会運営に関わることも考えられます（従事するかどうかは、本人の意思を尊重）。

今後も取組み状況等を随時更新していきますので、こちらを御覧ください。

高松市教育委員会

